

議第二十八号

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県総務関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の二の表六の項中「六、六〇〇」を「七、二〇〇」に改め、同表七の項中「四、六〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同表八の項中「三、七〇〇」を「四、二〇〇」に改め、同表九の項中「四、七〇〇」を「五、三〇〇」に改め、同表十二の項中「五、七〇〇」を「六、六〇〇」に改め、同表十三の項中「三、八〇〇」を「四、四〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

提 案 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、甲種危険物取扱者試験手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

